

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正政令案 参照条文

(目次)

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)(抄)	1
○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第四十八号)(抄)	2
○奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)(抄)	3



奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正政令案 参照条文

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）

（業務の範囲）

第五十条 基金は、第四十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

四 （略）

（業務の委託）

第五十一条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に

関する特別措置法（平成十年法律第二百十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

2 （略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第五十二条 基金における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

2 （略）

（長期借入金及び奄美群島振興開発債券）

第五十三条 基金は、第五十条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 5 （略）

6 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 5 4 （略）

5 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この

規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

7・8 (略)

9 港湾管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）（抄）

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五十三条第一項中「第五十条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十五条とし、第五十条から第五十二条までを二条ずつ繰り下げ、第四章第二節中第四十九条の次に次の二条を加える。

（略）

附則第九項中「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第六項及び第七項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十項とする。

（略）

附則第七項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第四項から附則第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

（略）

第二条（第五号）（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条及び第五条並びに附則第十条及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 (略)

第二条（第十七号）（略）

○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）

（小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象）

第八条 法第五十条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業とする。

（業務を委託する金融機関）

第九条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

（毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法）

第十条 法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）第四十条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

3 （略）

（納付金の納付の手續）

第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第五十三条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～五 （略）

2 （略）

附 則

1～6 （略）

7 法附則第六項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

8 前項に規定する期間は、特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後

- 9 の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。  
10 (略)
- 11 法附則第九項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。